

ミライオ通信



目次

- ・税務情報
- ・相続情報
- ・労務情報
- ・プロジェクト紹介
- ・お仕事備忘録
- ・スタッフは見た！

代表あいさつ

新年あけましておめでとうございます。

本年1月より林公認会計士事務所のうち公認会計士の法定監査を除く業務を税理士法人に引継ぎ、法人を設立しました。

「ミライオ」は、お客様の“未来を”ともに切り拓きたいという思いで命名しました。

当法人の理念は、「お客様の夢と幸せの実現に尽くす」「スタッフの物心両面の幸福と人間としての成長を目指す」ことです。

当法人も未来に向かって、お客様の事業の夢と幸せのために役に立つよう努力していきます。

未来の夢に向かって新しい時代に事業を成功させるには、行動計画を含んだ経営計画を作成・実行することが大切です。夢をスタッフと共有し、経営者だけでなく、スタッフとともにやる気のある一つのチームとして全員がお客様のために役に立つよう考え方実行していきたいものです。

高齢者社会に対して、幸せな相続対策・事業承継から幸福な老後の支援も行っていきたいと思っています。

本年も熱い想いで未来を語り、笑顔で生き活きと生きていきましょう。

何卒一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年の皆様のご多幸とご健康を祈念いたします。

税理士法人ミライオ

代表社員 林 和夫 税理士・公認会計士
社 員 渡邊 研司 税理士・公認会計士

私たちはお客様の夢と幸せの実現のために尽くします。



税理士法人 ミライオ

〒444-0879
愛知県岡崎市竜美中2丁目3番地14
TEL : 0564-57-2559
FAX : 0564-58-3811
Email : hayashi-k@r4.dion.ne.jp



HP



facebook

新型コロナウイルス感染症に関する給付金などの課税関係

2020年は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した国からの様々な支援策がありました。個人に対する給付金や、事業主に対する支援金などです。

受け取ったお金に対して税金がかかるのか、少し不安に思われた方もいるのではないでしょうか？

確定申告時期を前に、今回はその一部について改めて確認します。

令和2年中に個人の方が受けた次の給付等について、税金（所得税）が課税されるかされないか、また、課税される場合どのような形で課税されるかを見てみましょう。

- ① 特別定額給付金（1人当たり10万円支給されたもの）
- ② 持続化給付金（最大で個人100万円、法人200万円支給されたもの）
- ③ 家賃支援給付金（売上が減少した事業の地代・家賃を支援するもの）
- ④ GO TO トラベル
- ⑤ GO TO イート



①の全国民が受給した特別定額給付金10万円は、所得税法上、非課税となることから税金はかかりません。

②については3つの所得（事業所得、給与所得、雑所得）のいずれに該当するかを考える必要があります。多くの方は、事業所得に該当します。フリーランスで働かれている方が受け取る場合は、給与所得、雑所得いずれかに該当します。（フリーランスの方がどの所得で申告しているかによります。）

③は、事業所得に該当します。事業をされている方は、通常、事業所得を確定申告していると思いますので、この支援給付金も収入として計算することになります。

④及び⑤は、旅行や食事に関して補助金が支給された形になり、一時所得に分類されます。一時所得は以下の計算式により計算されます。

【計算式】

(総収入金額 - その収入を得るために支出した金額(経費) - 50万円) × 1/2

④及び⑤は、収入を得るために支出した金額がありませんので、本来支払うべき旅費や食事代の金額から、GOTOトラベル・イートの制度により減額された金額が50万円以下であれば、課税されません。④と⑤の両方を利用されたり、それぞれ複数回利用された場合は、その年中（2020年中）に減額を受けた金額の合計額で判断することになります。

特に、旅行に複数回行かれた方は補助額が高額になっている可能性もありますので、ご注意ください。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響により発令された特例等に関する税制上のFAQは、国税庁HPにてご確認いただけます。

【URL】<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm> ★QRコードはこちら→



相続情報

毎年贈与してきたのに名義預金と認定された事例 ~失敗事例集その1~

相続対策として、お子さんやお孫さんに毎年コツコツ贈与されている方も多いかと思います。

気を付けないと贈与者本人の名義口座と判断され、相続税がかかってしまうケースもあります。

【事例】

私の父はアパート経営をする資産家で、私たち2人の娘と孫のために毎年コツコツと贈与をしてくれていました。先日父が亡くなり、父の貸金庫の中から私たち名義の通帳と孫名義の通帳が出てきました。

生前贈与のお陰で相続税の負担が減り、私たちは父に大変感謝しました。

これらの通帳は、父から私たちへの贈与であり、父名義の通帳ではないため、父の相続財産として計上せずに相続税の申告をしました。

しかしその後、税務署の調査があり、子供と孫名義の預金が名義預金であると指摘されてしまい、相続税を追加で払うことになりました。

税務調査で指摘されたのは、下記の4点です。

- ①私たちと孫が通帳の存在を知らなかった。
- ②私たちと孫名義の通帳が、全て父の印鑑で作成されていた。
- ③贈与契約書が存在しない。
- ④父が私たちと孫名義の通帳を管理・支配・運用していた。

では、名義預金として否認されないためには、どのような点に注意すべきだったのでしょうか。



労務情報

高年齢者の雇用と定年

高年齢者雇用安定法では、現在、原則65歳までの雇用確保を企業に義務づけています。

この高年齢者雇用安定法が改正され、2021年4月1日より新たに70歳までの就業確保が努力義務となります。

これに関する省令や指針が示され、パンフレットや全般的な留意事項も公開されています。

今回の改正では、定年を65歳まで引上げるものとはなっておらず、70歳までの就業確保を努力義務とするにとどまっています。

70歳までの就業確保については、対象となる事業主や対象となる措置を以下のように示しています。

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

この改正によりただちに「定年が70歳」になるわけではなく、あくまで企業の「努力義務」であり、積極的・自発的な行為を促すもので、違反しても罰則等はありません。

このうち、④および⑤については、過半数労働組合等の同意を得た上で、導入する必要があります。

今回の改正では、70歳までの就業確保措置の導入をすぐには求められてはいません。しかしながら、今後の労働人材の不足、知識・技能を持った高年齢者の活用等を考慮しますと、より長く安定して働く制度づくりは事業所が取り組むべき重要な検討事項となるかもしれません。

～プロジェクト紹介～ SDGsへの取り組み

今回は当事務所のプロジェクトの一つ、SDGsへの取り組みをご紹介します。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは「持続可能な開発目標」のこと、2030年までに持続可能でよりよい世界を実現するための国際目標になっています。17のゴール、169のターゲットから構成され、日本としても積極的に取り組んでいます。

当事務所内でも、以下の目標を掲げて取り組んでいきます。

①SDGsへの関心度の向上

セミナー等へ参加し、知識の習得、各自でできることを考えます。

②働きがいのある職場の創設

所内面談等、コミュニケーションを積極的に取り、自己啓発と社会的貢献の自己目標の達成を目指します。

③提案活動と実行

エネルギー削減とごみ削減について、所内で継続的に提案、実行を繰り返します。

④ペーパーレス化

電子申告を推進し、紙ベースでの手続きを減らします。

⑤森林再生活動への参加

植樹活動へ参加します。（2020年10月、11月に実施しました。）

⑥SDGsの普及活動

お客様に向けてSDGsコンサルティングの提案を実施します。

SDGsは大企業だけが取り組む目標ではなく、中小企業こそが自らできることを考え、実行し続けるべきだと考えます。

お客様へのご提案もしていく予定です。

お仕事備忘録

●2021年1月4日（月）

還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

●2021年1月12日（火）

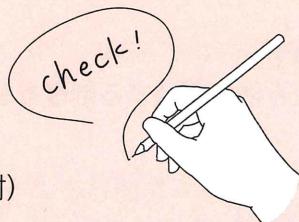
源泉所得税（毎月納付）納期限

●2021年1月20日（水）

源泉所得税（納期の特例）納期限

●2021年2月1日（月）

- 法定調書の提出（税務署）
- 給与支払報告書の提出（市町村）
- 償却資産税申告書の提出（市町村）
- 従業員への源泉徴収票の交付



●2021年2月16日（火）～3月15日（月）

所得税確定申告書 提出期限

★臨時営業日★

下記日程も営業しております。

2月13日（土）、2月23日（火）
2月27日（土）、3月 6日（土）

スタッフは見た！

～お客様の取り組み紹介～

上会Bそ
が長さの
り職人後、
まには
ました。



感物従勤Bあ
じ足業いさる
てり員てん会
いなのいは社
まさ働たの
しをき時現代
た。にに場表
はの者、最前線
で

そ見い働必会そ従
うえるい死社れ業
でてこてににぞ員
すきとくな貢れも
たがれつ献のそ
てし思れ
よいぞ
うのとものと事
に情、



冷静歩下見がつ
いてると、

そ見い働必会そ従
うえるい死社れ業
でてこてににぞ員
すきとくな貢れも
たがれつ献のそ
てし思れ
よいぞ
うのとものと事
に情、

改と従会
めい業社
てう員は
て実こに經
感と支
しをえ陣
ましBらが
しされ引
たん。はい張
る、



会氣相
社持手の
立ち良
く場を考
いきけ
たいた
う互
すない
ね。

いつも
ありがとう



な素従
そつ直業れ
たに員か
そ伝への感
うられ謝さん
るのよ気は
う持にち
を



税理士・公認会計士
税理士・公認会計士
社会保険労務士

林 和夫
渡邊 研司
鵜飼 靖暢